

新潟県行政不服審査会規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第22号

新潟県行政不服審査会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、新潟県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

**第2条** 条例第10条第1項の合議体（以下この条において「部会」という。）に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 4 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 部会の議事は、部会を構成する委員の過半数をもって決する。
- 6 審査請求に係る事件については、部会の議決をもって審査会の議決とする。
- 7 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

**第3条** 条例第10条第2項の合議体（以下この条において「総会」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

**第4条** 委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

**第5条** 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(交付の求め)

**第6条** 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第8条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

**第7条** 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(送付による交付)

**第8条** 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査会が定める方法により納付しなければならない。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。